

現代のガリレオ処分を許すな！

自由に科学的真実を 追求・研究できる環境を 日本に

長教授らを支援する会ニュース

NO.5

■ ----- 発行人

長教授らを支援する会

■ ----- ホームページ

日本語版 <http://cho-teruji.org>

英文版 <http://www.cho-teruji.net>

連絡先：神奈川県高等学校教職員組合内

4人の日本人がノーベル賞を受賞し、日本中が湧いたのは記憶に新しいと思います。しかし、4人のうち2人はアメリカに移住してからの業績であり、科学者が世界に通用するような一流の研究に没頭できる環境を日本に整えることが急務となっています。

そんな中、そのような願いと逆行するような「現代のガリレオ・ガリレイの抹殺」とも言える残念な事件がありました。

筑波大学教授が不当解雇

筑波大学プラズマ研究センター長を務めていた長照二教授が08年3月にその職を解任、8月には懲戒解雇されました。その理由は長教授らが科学誌“Physical Review Letters”に発表した論文（以下、PRL論文）に「データの改ざん」があったとするものです。

しかし、この処分理由について、長教授は『改ざん』でないことを別の論文で明らかにするとともに、解

雇撤回の訴訟を起こしました。

また、世界の著名なプラズマ研究者からも同様な意見と大学の措置に対する抗議の声が寄せられ、科学的な証拠に基づき、今回の処分自体が『ねつ造』との声が高まりつつあります。

科学的な真実を追究する科学者が、理不尽な圧力で葬り去られようとしています。私たちは長教授らを支援して、処分撤回・原職復帰・名誉回復を勝ちとるため活動を行っています。今こそ皆さまのご支援をお願いします。



あなたの目と耳で 真実を！

■ 次回口頭弁論 ■

● 期日

9月14日（月）

13時10分開廷

（16時40分閉廷予定）

● 場所

水戸地裁土浦支部

第1号法廷

* 大学は自主的に処分の撤回を ～大学側に署名を提出～ *

9月2日11時から、筑波大学会館で「長教授等の不当解雇の撤回を求める緊急署名」の大学側への手交が行われました。「支援する会」からは、園部事務局長を始めとした有志が出席し、大学側は出沢総務部長が対応しました。同会からは、「本年2月7日に、長教授の友人らが中心となって、地域の労働組合、高

校の教職員組合、学者文化人などを中心に『支援する会』を結成したこと」、「筑波大学の今回の処分の不当性を明らかにしつつ署名活動に取り組み、約5000筆の署名を集めたこと」、「大学はこの署名の重みを踏まえ、裁判の結果を待たずとも自主的に『処分撤回、原職復帰、名誉回復』を図ること」などを申し入れました。

同会の申し入れに対し同大学総務部長は「署名は上司に伝える。事案についてはすでに訴訟になっているのでコメントは差し控えたい。大学としての見解はHPでも示しており、処分に不当性はないものと考えている」との回答に終始しました。引き続き多くの世論で大学側に翻意を働きかける必要があります。

7月2日、8月3日の両日、長教授が筑波大学および不当解雇を主導した当時の研究公正委員会メンバーを訴えた「解雇無効、損害賠償訴訟」の第6回及び7回目の口頭弁論が、水戸地裁土浦支部で開催されました。

被告側が用意した矢花一浩証人（同大学数理物質科学研究科教授、当時の研究公正委員会の主要メンバーであり共同不法行為の被告として追加された）に対して、被告弁護団からの主尋問（7/2）と原告弁護団からの反対尋問（8/3）が行われましたが、両日の矢花証人の証言から改めて、筑波大学の『改ざん』認定が、科学的根拠や事実と全く準拠することなく、予断に基づく認定か、もしくは意図的な『ねつ造』であることが明らかとなりました。

まさにガリレオ裁判！ 矢花（被告＝大学側証人）証言

矢花証人は、主尋問（7/2）で「長教授が学生らにデータの強引な解析をメールで指示しており、『改ざん』は明らかである」と述べましたが、これは科学的内容を示すべきところを行わず、「立証の柱」として様々な学生の実名を公開の場にさらすという、教育者としてもあるまじき行為です。また、「長教授は質の悪いデータを用いたり、数回のショットのデータからの都合のよいデータだけを混用して図を作成し論文に使用した」とも述べ、さらに、「Physics Today に署名を連ねて抗議文を掲載した世界的な物理学者の方々（同誌09年7月号で大学側に対する、厳しい反論記事を再度掲載）に対して、筑波大学の判断の詳細を知らないものと考えられる」などと証言し、「長教授の行為は一般常識的に考えても『改ざん』であり、科学者とし

ただでなく人間として許せない行為だ」と断定しました。

大学側は、パワーポイントを使い、科学的内容の説明よりも、「長教授がいかに学生らに対して、悪い教員だったか」あるいは、「誰が見ても一般常識的に見て『改ざん』行為があったことは明らか」という「常識的視点」を繰り返し主張していて、まるで、傍聴席を意識した大向こうウケを狙う歌舞伎役者のごとき姿にも見えました。それはあたかも、ガリレオの地動説を、天動説というキリスト教的世界観での『常識』をもって『科学』を否定し断罪した400年前の宗教裁判を見ているかのような印象を受けました。

不正の「科学的」根拠が 被告編集のメールという怪

続く反対尋問（8/3）では、原告弁護団は、「当時の研究公正委員会の主要メンバーである矢花証人が、今回の論文（PRL論文）は『一定の条件下で再現性のある現象としてプラズマ乱流が抑制された報告』であるという本質を理解できてないこと」、「同氏の陳述書の中ですら物理学上基本的な概念である電場シアを電位シアと称し誤用」、「学生らから聞いた物理的に誤った内容を鵜呑みにした前提での判断」、「“豆まきのようにだと陳述（実は綺麗な正規分布をしているデータ）”し揶揄したのは科学的内容が理解できないゆえ」など、プラズマ物理学界の定説を前提に、同氏の主張内容の誤りを科学的に説明しました。

また、大学側から提出された証拠（乙9、11号証）の中からは、被告側自らが、長教授から学生らに宛てた（実は別の目的での）メールの断片を編集してストーリーを作りあげたという『ねつ造』行為の経緯、そ

して、調査委員会の発足前から、その『ねつ造』されたストーリーを根拠として、「長教授を放逐しようとの意図をもった『調査』と称する共同謀議」があったことが明らかになりました。

同氏は、原告弁護団の鋭い質問に対して、およそ科学者とは思えない態度で回答し、最後は「そうは思わない」「それは常識」「理解できない」などの言葉を繰り返し、適切な説明を拒みました。原告弁護団は、今回の矢花証言や弾劾証拠等を踏まえ、次回9月14日の原告側証人（長教授本人）主尋問において、引き続き、原告側には科学的『改ざん』は全くなく、事件そのものが『ねつ造』されたという真実を明らかにすべく、科学的真実の主張を正々堂々と粛々と展開していくと述べています。

そして長教授の主張内容の詳細は、既に国内外の高名な研究者らの強い支持を得て、さらに大きな広がりを見せようとしています。

既に開催された口頭弁論期日

- 第1回口頭弁論期日
2008年12月1日
- 第2回口頭弁論期日
2009年1月19日
- 第3回口頭弁論期日
2009年3月16日
- 第4回口頭弁論期日
2009年4月20日
- 第5回口頭弁論期日
2009年6月1日
- 第6回口頭弁論期日
2009年7月2日
- 第7回口頭弁論期日
2009年8月3日